

---

プロジェクト リース

項目 リース会計専門委員会における検討項目

---

## 本資料の目的

1. 本資料は、今後、リース会計専門委員会で取り扱う項目について説明するものである。

## リースに関する検討

### (これまでのリース会計専門委員会の活動)

2. 当委員会は、我が国におけるリースに関する会計基準について検討するとともに、リースに関する会計基準についての国際的な意見発信に関する検討を行うことを目的として、リース会計専門委員会を設置している。
3. リース会計専門委員会は、国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）により2013年6月に公表された改訂公開草案「リース」に関するIASB及びFASB共同会議における審議項目の検討、及び当委員会が2015年3月に公表した改正実務対応報告第31号「リース手法を活用した先端設備等支援スキームにおける借手の会計処理等に関する実務上の取扱い」の検討後、2015年3月以降においては開催されていない。
4. 2016年1月にIASBより国際財務報告基準（IFRS）第16号「リース」（以下「IFRS第16号」という。）が公表され、同年2月にFASBより会計基準更新書第2016-02号「リース（Topic 842）」（以下「米国会計基準（Topic 842）」という。）が公表された。なお、IFRS第16号は2019年1月1日から、米国会計基準（Topic 842）は公開企業の場合2018年12月16日以降開始する事業年度から適用される。

### (IFRSのエンドースメント手続)

5. IFRSのエンドースメントに関する作業部会では、2017年10月よりIFRS第16号に関するエンドースメント手続を開始している。今後、参考意見を聴取するために、リース会計専門委員会において審議を行う予定である。

### (日本基準の開発における今後の取組み)

6. 第4項における国際的な会計基準の公表を受けて、2016年8月に公表した中期運営方針では「日本基準を国際的に整合性があるものとするための取組みに関する今後の課題」として、以下を記載している。

## 審議事項(5)

「リースに関する会計基準については、これまで、日本基準、国際会計基準及び米国会計基準が同様の内容の基準を定めていたが、平成28年1月に国際会計基準、同年2月に米国会計基準におけるリースに関する会計基準の改正がなされた。

改正後の国際会計基準と米国会計基準は、借手の会計処理について、費用の計上パターンが異なるものの、すべてのリース取引を原則としてオンバランスする点では同様となっており、日本基準とは特に負債の認識において違いが生じることとなり、追加的にオンバランスが必要となるリース取引について金額的な重要性がある場合には、国際的な比較において議論となる可能性がある。

一方で、国際会計基準と米国会計基準の新基準が適用される取引の範囲等について適用上の懸念が国際的に聞かれている。

以上を踏まえ、国際的な会計基準と整合性を図ることに対する必要性及び懸念に関する検討をリース会計専門委員会において行うこととし、その後、我が国における会計基準の改訂に向けた検討に着手するか否かの検討を行う。」

7. 当該方針に従い、今後、IFRSのエンドースメント手続に関する検討を行った後、中期運営方針に記載されている内容の検討を行う予定である。

### (IFRS第16号の適用上の課題に関連する活動)

8. IFRS第16号の適用上の課題についてIASBやIFRIC解釈指針委員会等において審議が行われる場合に、リース会計専門委員会で検討を行うことも有ると考えられる。

#### ディスカッション・ポイント

上記のリース会計専門委員会で今後取り扱う項目について、ご意見を伺いたい。

以 上